2　障害者非課税信託取消申告書及び障害者非課税信託廃止申告書について、遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。（第四条の一四及び第四条の一五関係）

3　配偶者居住権等の評価について、建物の一部が賃貸の用に供されていた場合等における配偶者居住権等の評価の基礎となる建物及びその敷地の価額の算定方法、建物の耐用年数並びに配偶者居住権の存続年数を定めることとした。（第五条の八関係）

4　物納劣後財産の範囲に、配偶者居住権の目的となっている建物及びその敷地を加えることとした。（第一九条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令の一部を改正する政令（政令第九九号）（財務省）

1　外国人旅行者向け消費税免税制度における臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請手続及びその承認要件等を定めることとした。（第一八条の四関係）

2　金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件である本人確認書類の保存について、その保存期間を、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間とする等の措置を講ずることとした。（第五〇条関係）

3　農業協同組合中央会を消費税法別表第三に掲げる法人とみなして適用する法令の細目を定めることとした。（消費税法施行令附則第一九条の二関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇地方揮発油税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（財務省）

一　地方揮発油税法施行令の一部改正

揮発油税について担保を提供する者が提供すべき地方揮発油税に係る担保の額の算定に係る割合を変更することとした。（地方揮発油税法施行令第一条関係）

二　租税特別措置法施行令の一部改正

特例税率が適用される揮発油の揮発油税について担保を提供する者が提供すべき地方揮発油税に係る担保の額の算定に係る割合を変更することとした。（租税特別措置法施行令第四六条の一七関係）

三　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正

1　揮発油税及び地方揮発油税に係る受入金又は支払金を一の科目の国税に係るものとみなして整理した金額について、それぞれの税に係る受入金又は支払金の金額に按分するための割合を変更することとした。（国税収納金整理資金に関する法律施行令第四条の二及び附則第三項関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成四六年四月一日から施行することとした。

◇国税通則法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇一号）（財務省）

1　口座管理機関の加入者情報について、その管理方法として、データベースにおける各社債等に係る電磁的記録に口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者の番号を記録しなければならないことを定めることとした。（第三〇条の七関係）

2　振替機関の加入者情報の管理等について、次のとおり定めることとした。（第三〇条の八関係）

㈠　振替機関の加入者情報の管理方法として、データベースにおける各株式等に係る電磁的記録に振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関の加入者の番号を記録しなければならないことを定める。

㈡　振替機関から調書を提出すべき者に対する番号等の提供方法として、当該調書を提出すべき者から提供を受けた電磁的記録に振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関の加入者の番号等を記録して、電磁的方法により提供することを定める。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正

1　個人所得課税

㈠　次に掲げる書類については、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示することを要しないこととした。（租税特別措置法施行令第四条の二、第二五条の九、第二五条の一一の二及び第二五条の一二の二関係）

(1)　オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書

(2)　配当等とみなす金額に関する支払通知書

(3)　上場株式配当等の支払通知書

(4)　特定口座年間取引報告書

(5)　未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書

(6)　特定割引債の償還金の支払通知書

㈡　上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、支払の取扱者が交付をする上場株式等の配当等の額に加算し、当該上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から控除することとされている証券投資信託等の信託財産について納付した所得税又は外国所得税の額の計算方法の細目を定めるとともに、支払の取扱者は、上場株式等の配当等に係る源泉徴収税額から証券投資信託等の信託財産について納付した所得税又は外国所得税の額等を控除したことを証する書類等を保存しなければならないこととした。（租税特別措置法施行令第四条の六の二関係）

㈢　特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、国外転出の時における特定株式の価額に相当する金額の計算方法、国外転出の時に譲渡があったものとみなす特定従事者の特定株式の範囲、当該特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定従事者の特定株式の価額に相当する金額の計算方法の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第一九条の三関係）

㈣　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用対象となる裁定申請書に記載された特定所有者不明土地等から除かれる特定所有者不明土地等以外の土地等に該当する場合における特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められない事業を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二〇条の二関係）

㈤　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二二条の七及び第三九条の四関係）

(1)　適用対象となる重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が文化財保存活用支援団体に買い取られる場合について、その対象となる文化財保存活用支援団体を定めるとともに、その対象となる買い取られる場合を定める。

(2)　適用対象となる農用地が農地中間管理機構に買い取られる場合について、その対象となる農地中間管理機構を定める。

㈥　農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の八〇〇万円特別控除の適用対象から、農用地区域内にある農地等を農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化事業のために農地利用集積円滑化団体に対して譲渡した場合を除外することとした。（租税特別措置法施行令第二二条の九及び第三九条の六関係）

㈦　居住用財産の譲渡所得の特別控除制度の特例について、適用対象となる対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の部分及び被相続人居住用家屋の敷地等の部分、特定事由、対象従前居住の用の要件の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二三条関係）